『しお風』 57便　臨時特集号(H26.04.10発行)

No.	ページ	箇所	誤記載	正しい内容
1	1	子どもたちの未来にツケを負わせるな！莫大なゴミ処理負担で。	毎年支払う広域化負担金、3年間は2重支出の可燃ごみ処理費	・現在の負担金は、施設整備費に対して支払っています。運営費(処理費)は、広域施設へ搬入が開始してから負担します。
2	1	子どもたちの未来にツケを負わせるな！莫大なゴミ処理負担で。	新設される剪定枝資源化処理施設、施設内容・規模・稼働予定が不明な~~不燃物処理施設の用地取得費~~などの莫大な負担により、二宮町は財政破綻を招くことが懸念されます。	・剪定枝資源化施設及び不燃物処理施設の調査費、整備費及び運営費は、人口及び処理量に基づき、1市2町が応分の負担をするため、莫大な負担にはなりません。 ・剪定枝資源化施設用地費の約3割は国の交付金を活用し、また、将来を見据えた事業計画を立てているため、財政破綻には至りません。
3	2	2財政危機の責任の所在①	ゴミ処理広域化に復帰した場合の負担の大きさは想定できたはずです。	・ごみ処理広域化実施計画(H24.03策定)において費用を試算しています。 ・二宮町のごみ処理経費は、平成21年度(単独)と平成32年度(広域)を比較して、年間約2億6千万円減少する見込みです。 ・施設整備費の負担額は、約8億円削減される見込みです。
4	2	2財政危機の責任の所在③	問題究明せずに責任の所在隠し	・広域化復帰に関しては、当時の町長選挙の争点であり、民意のもと現町長が当選し、議会と共に復帰への依頼をしました。 また、復帰にあたり1自治体として対等な立場で交渉しました。
5	2	3ゴミ処理広域化で財政圧迫	人口も一割少なく、一人当たりのゴミ排出量も2割以上少ない二宮町ですが、ゴミ処理広域化の負担金は大磯町と同額。	・負担金は、その処理対象物ごとに人口及び処理量で案分しているため、二宮町と大磯町の負担金は同額ではありません。
6	2	3ゴミ処理広域化で財政圧迫	しかもは負担金を払っても平塚市が新設した焼却施設は3年間、最終処分場などが2年間は使用できない不公平さ。	・現在の負担金は、施設整備費に対して支払っています。運営費(処理費)は、広域施設へ搬入が開始してから負担します。
7	2	3ゴミ処理広域化で財政圧迫	そして、負担金と大和市等へのゴミ運搬費等の二重負担。	・広域の負担金は、~~施設整備費の負担なので~~、ごみ処理運搬費等を二重に負担していません。

別紙1

No.	ページ	箇所	内容	コメント
8	2	3ゴミ処理広域化で財政圧迫	今後、不燃物処理施設の用地取得費やゴミ処理広域化各施設の修理費等も必要になり、さらに財政は圧迫されます。	No.3と同様。
9	4	ゴミ処理広域化等に関わる経緯	平成21年3月　平塚市・大磯町・二宮町で広域化に関する覚書が締結	・復帰の申し入れは、平成21年3月。 覚書は、平成22年3月に締結。
10	4	ゴミ処理広域化復帰までの経緯（Ⅲの時期）	実施計画案への二宮町民のパブリックコメント募集に消極的	・平成23年8月号の広報本紙でお知らせし、『生活環境窓口』『ラディアン』『町民サービスプラザ』『ホームページ』で平成23年8月10日から平成23年9月9日まで意見募集を行いました。
11	4	トホホなトップ決定	無責任な対応	・No.4と同様。 ・公的な外部搬出先は、大和市以外ありませんでした。 ・ごみ処理広域化の一員として、対等に協議しています。 ・平塚市大神地区へ地域環境推進員、地区長等に同行（出席）いただいた件は、焼却施設のある平塚市大神地区から二宮町民の大神地区環境推進協議会への出席要請があったためです。